

## 電子申請システム



検索画面へ戻る

この手続を  
パーソナライズ登録

### 関連情報

▶ [政府認証基盤\(GPKI\)におけるフィンガープリントについて](#)

## 時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)

### 個別ファイル署名手続

- ▼ 電子申請手続の情報
- ▼ 手数料等の情報
- ▼ 記載要領等の情報

### 手続概要

使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる制度。  
なお、複数の事業場を有する企業が本社において一括して時間外労働・休日労働に関する協定(協定事項のうち「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地(電話番号)」、「労働者数」以外の事項が同一であるもの)を届け出る場合は、本社一括届出をすることができます。  
なお、時間外労働・休日労働に関する協定の締結当事者の要件(※)を満たさない場合には、当該協定は無効となります。

※当該協定の締結に当たっては、以下の「書面による手続に関する情報」の「記載要領・記載例」の「締結当事者の要件について」をご確認ください。

### 電子申請システムによる手続に関する情報

提出方法	この手続は電子申請が行えます。 署名が必要な手続のため、電子証明書が必要です。 詳細は「各府省からのご案内」の厚生労働省からのお知らせをご覧ください。
申請書様式	この手続は申請時に表示される様式に従い必要な項目を入力してください。
添付情報	書面による手続に関する情報の「添付書類・部数」欄をご確認ください。
別送書類	必要な書類は全て電子ファイルでご準備の上、電子申請を行ってください。
手続可能時間	24時間365日サービスしております。但し、年末年始、本システムの保守等が必要な場合は、上記ご利用時間内であっても、システム運用停止、休止、中断を行うことがありますので、あらかじめご承知願います。
備考	書面による手続に関する情報の「記載要領・記載例」は、電子申請システムにより手続を行う場合も必ずご確認ください。

様式の各記載事項を入力して下さい。



この手続を電子申請を利用して申請する場合は、以下から行ってください。

クリック

時間外労働/休日労働に関する協定届【様式第9号(第17条関係)】

申請書を作成

申請書を作成

申請書を作成

様式第9号(第17条関係)

### 時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定事項		期間
1 下記に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	労働者数(第15条以上の数)	所定労働時間	延長することができる時間(1日を延長する一定の期間(記載日))	期間
2 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者					
休日労働をさせる必要のある具体的な事由			所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の届出方法

平成 年 月 日 職名 氏名

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

ファイルから選ぶ | ファイルに保存 | 入力チェック | 届出をコピーして | 届出をプレビュー

実行 >> 署名して次へ進む >>



様式第9号(第17条関係) 時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)	
製造業		厚労産業株式会社		東京都港区上石神井1-1-1 (03-1234-5678)	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる期間(起算日)	
				1日	1年
① 下記②に該当しない労働者	定期の派遣	1人	1日 3時間00分	1年 260時間	<input checked="" type="checkbox"/> 初日 平成30年4月1日より
② 1年単位の支那労働時間制により労働者					
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	
定期の派遣	作業員	1人	毎週土日	1日 午前8時~午後5時	

協定の成立年月日 平成30年8月30日  
 協定の当事者である労働組合の名称 厚労産業労働組合  
 又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名  
 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( 平成30年8月31日 職名 代表取締役 氏名 厚労太郎)

**要件を  
チェック**

記載事項を入力したら「署名して次へ進む」をクリック

届出等をここで、「ファイルに保存」をしておけば、次回作成する際に「ファイルから読込」をクリックすると、今回作成したファイルを使用できます。  
 ※P11の「申請データの保存」でも保存が可能です。



**36協定届や特別条項等の解説はこちら！**  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000123090.pdf>



**過半数代表者等の要件を確かめよう！**  
 36協定は、「労働者の過半数で組織する労働組合」その組合がない場合は「労働者の過半数を代表する者」と締結する必要があります。解説はこちら。  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000187490.pdf>

